

管理 No.	申 162
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部 教育支援・相談課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	奈良市教育センターの施設の使用承認
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市教育センター条例(平成22年奈良市条例第53号)第4条
処分権者	奈良市教育委員会
審査基準	<p>奈良市教育センターの施設の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市教育センター条例(平成22年12月16日条例第53号)第5条・奈良市教育センター条例施行規則(平成23年3月30日教育委員会規則第6号)第5条 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市教育センター条例(平成22年12月16日条例第53号)】 (使用の不承認)</p> <p>第5条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2項の承認をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。(2) 営利を目的とするとき。(3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。(4) センターの管理上支障があるとき。 <p>【奈良市教育センター条例施行規則(平成23年3月30日教育委員会規則第6号)】 (使用の承認等の申請)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規定により施設の使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市教育センター使用承認申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、奈良市教育センター使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の使用承認書(同条第2項の変更承認書の交付を受けた場合)にあつては、当該変更承認書を含む。)を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	7日間
最終更新日	平成31年4月1日更新

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準 補足	3 前2項の申請は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)前4週間前から使用日の前日(休館日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休館日でない日)までの間において行う。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。